

令和8年度「堺優良従業員表彰」 及び「堺技能功労者表彰」のご案内

堺市と堺商工会議所では、従業員の勤労意欲向上と労使の協調を図るため、「堺優良従業員表彰」を実施いたします。また、技能者の社会的・経済的地位と技能水準の向上を図るため、「堺技能功労者表彰」を下記の要領にて実施いたします。この機会に皆様のご推薦をお待ちしております。

◆表彰の種類（※内容については裏面をご確認ください）

- 堺優良従業員表彰
⇒「永年表彰」・「功労者表彰」・「産業ルネサンス表彰」
- 堺技能功労者表彰

◆申込方法

下記URLまたは右記QRコードからアクセスし、メールフォームに必要事項をご記入ください。<https://forms.gle/Wb74NMDagbfNNT6Q6>

※メールフォームでのお申込みが難しい場合は堺商工会議所までご相談ください。

※推薦書にご記載の氏名をもとに、表彰楯等を作成します。

漢字/カナとも十分ご確認のうえ、正確にご記載下さい。

特に旧字体・外字が含まれる場合には、別途スキャンデータ等でご連絡願います。



◆申込期日 **令和8年7月31日(金)まで**

◆推薦登録料 **1名につき5,500円(税込)**（内、消費税額500円※消費税10%対象）

※推薦登録料は令和8年7月31日(金)までに、事務局にご持参いただくか、下記指定口座へお振り込みください。振込手数料はご負担ください。また、8月3日(月)以降にキャンセルされた場合、ご返金いたしかねますのでご了承ください。

※堺商工会議所 登録番号 T9120105000346

適格請求書として、当案内状・表彰推薦書・振込明細書（振込の場合）を保管ください。

指定口座	紀陽銀行 堺支店 (普)254003	口座名義	堺商工会議所
	三菱UFJ銀行 堺支店 (普)0071217		
	※ お申し込みの際に、当表彰制度の専用コード「S03」を振込名義の前に付けてください。		

◆表彰式

●日時 **令和8年10月6日(火) 14:00~15:00**

●場所 **堺市産業振興センター イベントホール**

※表彰式開催後、15:00~16:20の時間帯で著名人による講演会を開催予定です。

◆受賞者決定 堺優良従業員・堺技能功労者表彰規程に基づく審査委員会で決定します。
※ 受賞者の方には、表彰楯・記念品をお渡しいたします。

◆お問合せ先 堺商工会議所 中小企業振興部 産業振興課 TEL 072-258-5502
堺市 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課 TEL 072-228-7404

●堺優良従業員表彰（堺市内の事業所又は堺商工会議所会員事業所の従業員）

企業の業績向上に貢献または他の者の模範となる従業員を表彰いたします。

●永年表彰（勤続10年以上、勤続20年以上、勤続30年以上、（以降10年毎））

- (1) 対象 本年10月1日付で上記勤続年数に達している者
※ 各表彰の受賞は一度のみ。さらに堺商工会議所会員事業所で勤続30年以上に該当する場合は、日本商工会議所会頭と堺商工会議所会頭の連名にて表彰します。
- (2) 推薦人数 1事業所あたりの推薦人数は、従業員人数50名までなら1名、51～300名以下なら2名以内、301名以上なら3名以内。

●功労者表彰（総務・管理部門、販売・サービス部門、製造・技術・研究部門）

- (1) 対象 勤続年数を問わず、各部門で功労があった従業員
※ 再受賞については5年間以上の期間を有しなければなりません。
※ 製造・技術・研究部門につきましては、「産業ルネサンス表彰」もご検討ください。
- (2) 推薦人数 1事業所あたりの推薦人数は、従業員人数100名以下の場合各部門1名、101名以上の場合各部門2名以内

●産業ルネサンス表彰

- (1) 対象 新商品・新サービスの開発、生産・環境分野での技術開発等、独創的なアイデアや新しい手法等を考案することで、堺市域経済の再生・発展に貢献したと認められる従業員またはグループ
※ 再受賞については5年間以上の期間を有しなければなりません。
- (2) 推薦人数・グループ 1事業所あたり、従業員数を問わず、2名または2グループ以内
※ 推薦登録料は、推薦対象者1名・1グループ問わず、推薦1件につき5,500円です。

●堺技能功労者表彰（堺市内の事業所又は堺商工会議所会員事業所の経営者若しくは従業員）

堺市域の産業振興及び業界全体の振興・発展に貢献している功労顕著な技能者を表彰いたします。

- (1) 要件 下記①～③の要件をいずれも満たす者 ※再度の受賞はできません。
① 技能の研鑽、後進の指導育成に努め、優れた技能をもって堺市の産業及び業界全体の振興・発展に貢献し、他の模範と認められる者
② 本年10月1日付けで、同一の職に通算15年以上従事している者
③ 各種業界団体・組合等の推薦を得た者
- (2) 職種 本市産業において、伝統産品製造など専門的スキルを必要とする職
※資格・免許を取得しているだけでは対象とはなりません。
- (3) 推薦人数 原則、1団体あたり 1名